



島根県報

平成17年3月22日(火)

第1660号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 2

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

告 示

職員の研修に関する事務の受託 (人 事 課) 3

町の区域の設定及び字の区域の廃止 (市 町 村 課) 3

簸川郡及び出雲市の人口 (") 5

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 5

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 5

県営土地改良事業の工事の完了 (") 7

漁港の指定内容の変更(2件) (漁 港 漁 場 整 備 課) 7

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経 営 支 援 課) 8

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 9

道路の供用開始 (") 9

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 10

教委規則

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則 (高 校 教 育 課) 10

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則 (") 14

公安規則

公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 16

公布された条例等のあらまし

補助金等交付規則の一部を改正する規則(規則第20号)

1 規則の概要

(1) 規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。(別表関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第21号)

1 規則の概要

市町村合併に伴い、市町村の名称を改正することとした。(第33条・第34条・第35条関係)

2 施行期日

平成17年3月22日から施行することとした。

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第20号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「添附しなければならない」を「添付しなければならない」に改める。

第 5 条第 3 項中「附した」を「付した」に改める。

第 6 条中「附する」を「付する」に改める。

第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項中「附された」を「付された」に改める。

第11条中「附した」を「付した」に改める。

第12条中「同法同条同項」を「同項」に、「附した」を「付した」に改める。

第14条第 1 項第 3 号中「附した」を「付した」に改める。

別表中第14号を削り、第13号を第14号とし、第 1 号から第12号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表に第 1 号として次の 1 号を加える。

1 国民健康保険調整交付金

別表中第24号を第26号とし、第23号の次に次の 2 号を加える。

24 森づくり・資源活用実践事業費交付金

25 離島漁業再生支援交付金

附 則

1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第14号に掲げる交付金については、同日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第21号

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県内水面漁業調整規則（昭和39年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第33条の表中「平田市灘分」を「出雲市灘分」に改める。

第34条の表神戸川の項禁止区域の欄の 1 中「簸川郡佐田町大字一窪田」を「出雲市佐田町一窪田」に改め、同欄の 2 中

「簸川郡佐田町大字八幡原」を「出雲市佐田町八幡原」に改め、同表^{（神戸川支流）}_{内 藤 川}の項禁止区域の欄中「簸川郡大社町」を「出雲市大社町」に、「同郡同町」を「同町」に改める。

第35条中「簸川郡湖陵町」を「出雲市湖陵町」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 3月22日から施行する。

告 示

島根県告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により出雲市の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

出雲市の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 出雲市（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を、島根県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度市長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を市長に送付しなければならない。

（予算の執行）

第3条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち、委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後すみやかに市長に送付しなければならない。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を市長に通知するものとする。

第6条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、すみやかに甲に還付しなければならない。

（連絡会議）

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

（規程等を改正した場合の措置）

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、すみやかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成17年 3月22日から施行する。

島根県告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、出雲市長職務執行者から次のとおり字の区域を廃止し、町の区域を新たに画する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止及び町の区域の設定の効力は、平成17年 3月22日から生ずる。

平成17年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 出雲市において字を廃止する区域

大字朝原、大字大呂、大字上橋波、大字毛津、大字佐津目、大字下橋波、大字高津屋、大字反邊、大字原田、大字東村、大字一窪田、大字須佐、大字八幡原、大字吉野、大字久村、大字多岐、大字小田、大字口田儀、大字奥田儀、大字神原、大字畑村、大字常楽寺、大字二部、大字三部、大字大池、大字板津、大字差海、大字遙堪、大字菱根、大字入南、大字中荒木、大字北荒木、大字修理免、大字杵築東、大字杵築南、大字杵築西、大字杵築北、大字日御碕、大字宇龍、大字鷺浦、大字鶴峠

2 出雲市において新たに町を画する区域

町 名	区 域
佐田町朝原	旧大字朝原の区域
佐田町大呂	旧大字大呂の区域
佐田町上橋波	旧大字上橋波の区域
佐田町毛津	旧大字毛津の区域
佐田町佐津目	旧大字佐津目の区域
佐田町下橋波	旧大字下橋波の区域
佐田町高津屋	旧大字高津屋の区域
佐田町反邊	旧大字反邊の区域
佐田町原田	旧大字原田の区域
佐田町東村	旧大字東村の区域
佐田町一窪田	旧大字一窪田の区域
佐田町須佐	旧大字須佐の区域
佐田町八幡原	旧大字八幡原の区域
佐田町吉野	旧大字吉野の区域
多伎町久村	旧大字久村の区域
多伎町多岐	旧大字多岐の区域
多伎町小田	旧大字小田の区域
多伎町口田儀	旧大字口田儀の区域
多伎町奥田儀	旧大字奥田儀の区域
多伎町神原	旧大字神原の区域
湖陵町畑村	旧大字畑村の区域
湖陵町常楽寺	旧大字常楽寺の区域
湖陵町二部	旧大字二部の区域
湖陵町三部	旧大字三部の区域
湖陵町大池	旧大字大池の区域
湖陵町板津	旧大字板津の区域
湖陵町差海	旧大字差海の区域
大社町遙堪	旧大字遙堪の区域
大社町菱根	旧大字菱根の区域
大社町入南	旧大字入南の区域
大社町中荒木	旧大字中荒木の区域
大社町北荒木	旧大字北荒木の区域

大社町修理免	旧大字修理免の区域
大社町杵築東	旧大字杵築東の区域
大社町杵築南	旧大字杵築南の区域
大社町杵築西	旧大字杵築西の区域
大社町杵築北	旧大字杵築北の区域
大社町日御碕	旧大字日御碕の区域
大社町宇龍	旧大字宇龍の区域
大社町鷺浦	旧大字鷺浦の区域
大社町鷓峠	旧大字鷓峠の区域

備考 「大社町」は「たいしゃちょう」と読むものとする。

島根県告示第345号

平成17年 3月22日から出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町を廃し、その区域をもって出雲市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第 1 項の規定により簸川郡の人口を、同令第177条第 1 項の規定により出雲市の人口を次のとおり告示する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

簸川郡 26,816人

出雲市 146,960人

島根県告示第346号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 Joy・ケア	福祉用具貸与	ジョイ・ケア たいよう	出雲市武志町586 - 1	平成17年 3月10日

島根県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

斐川町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

本田 恭一 簸川郡斐川町大字出西944番地 2
古川 吉郎 簸川郡斐川町大字黒目485番地
青木 千吉 簸川郡斐川町大字出西1009番地
矢野 英夫 簸川郡斐川町大字併川469番地
保科 幸治 簸川郡斐川町大字阿宮1776番地
杉原 定 簸川郡斐川町大字富村378番地
永見 静吉 簸川郡斐川町大字鳥井435番地
佐藤 道夫 簸川郡斐川町大字直江町3109番地
岡 千代延 簸川郡斐川町大字美南412番地
安食 勲 簸川郡斐川町大字原鹿1002番地 1
永瀬 明 簸川郡斐川町大字学頭3260番地
杉原 昭人 簸川郡斐川町大字荘原町1110番地 4
糸賀 淳夫 簸川郡斐川町大字上庄原1500番地
足立 成久 簸川郡斐川町大字沖洲476番地
尾原 郁男 簸川郡斐川町大字中洲690番地
福田 篤幸 簸川郡斐川町大字黒目980番地
新宮 進 簸川郡斐川町大字三分市1083番地
北脇 進 簸川郡斐川町大字坂田260番地
福田 雅夫 平田市島村町599番地

監事

内田 義雄 簸川郡斐川町大字直江町2041番地
北村 良一 簸川郡斐川町大字今在家534番地
倉橋 時男 簸川郡斐川町大字三分市2928番地

2 就任年月日

平成16年12月 4 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

本田 恭一 簸川郡斐川町大字出西944番地 2
坂本 正市 簸川郡斐川町大字原鹿447番地
保科 幸治 簸川郡斐川町大字阿宮1776番地
青木 千吉 簸川郡斐川町大字出西1009番地
矢野 英夫 簸川郡斐川町大字併川469番地
永見 静吉 簸川郡斐川町大字鳥井435番地
原 恒夫 簸川郡斐川町大字上直江580番地
北脇 良一 簸川郡斐川町大字直江町4475番地
江角 幸一 簸川郡斐川町大字福富525番地
安食 勲 簸川郡斐川町大字原鹿1002番地1
永瀬 明 簸川郡斐川町大字学頭3260番地
須田 正彦 簸川郡斐川町大字三絡438番地
糸賀 淳夫 簸川郡斐川町大字上庄原1500番地
足立 成久 簸川郡斐川町大字沖洲476番地
尾原 郁男 簸川郡斐川町大字中洲690番地
古川 吉郎 簸川郡斐川町大字黒目485番地

新宮 進 簸川郡斐川町大字三分市1083番地

黒崎 弘道 簸川郡斐川町大字坂田1453番地 1

福田 雅夫 平田市島村町599番地

監事

杉原 定 簸川郡斐川町大字富村378番地

杉原 昭人 簸川郡斐川町大字荘原町1110番地 4

福田 篤幸 簸川郡斐川町大字黒目980番地

島根県告示第348号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
牛尻地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成16年 7月30日

島根県告示第349号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、小伊津漁港の所在地並びに漁港の区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 所在地

出雲市

2 水域

（小伊津地区）

出雲市小伊津町字西小路1400番の1に設置された標柱から267度30分95メートルの地点をイ点とし、イ点から49度30分200メートルの地点（口点）に引いた線（イ線）、口点から69度30分276メートルの地点（八点）に引いた線、八点から104度469メートルの地点（二点）に引いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面

（坂浦地区）

出雲市坂浦町字牛ノ首2589番に設置された標柱から246度に直近の陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

（三浦地区）

出雲市三津町字海岸1番に設置された標柱から156度70メートルの地点をイ点とし、イ点から352度30分404メートルの地点（口点）に引いた線（イ線）、口点から241度384メートルの地点（八点）に引いた線、八点から169度30分137メートルの地点（二点）に引いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面

3 陸域

（小伊津地区）

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定する口線、同欄に規定する二点から225度464メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から264度30分439メートルの地点（へ点）に引いた線、同欄に規定するイ点からへ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

（坂浦地区）

出雲市坂浦町字本灘2572番地先に設置された標柱から201度30分45メートルの地点をイ点とし、イ点から95度164メートルの地点(口点)に引いた線、口点から11度30分162メートルの地点(八点)に引いた線、八点から282度30分に直近の水際線まで引いた線、イ点から311度182メートルの地点(二点)に引いた線、二点から40度に直近の水際線まで引いた線及び水際線により囲まれた地域

(三浦地区)

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定する口線、同欄に規定するイ点から252度116メートルの地点(ホ点)に引いた線、同欄に規定する二点からホ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

島根県告示第350号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第5項の規定に基づき、宇龍漁港の所在地を次のように変更する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

漁港の所在地

出雲市

島根県告示第351号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大東ショッピングセンター協同組合 島根県雲南市大東町大東956番地 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

大東ショッピングセンター協同組合 代表理事 内部 清 島根県雲南市大東町大東956番地 1

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗北側駐車場の廃止等に伴い、自動車収容台数を210台から165台に変更

イ 駐車場の自動車の出入口の位置及び数

店舗北側駐車場廃止に伴い、出入口の数を4箇所から3箇所に変更

店舗東側駐車場の県道玉湯吾妻山線に面した北側入口を南方面へ20m移動

(4) 変更の年月日

平成17年11月 8日

2 届出年月日

平成17年 3月 7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工観光課(島根県雲南市木次町新市426番地 7)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第352号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	斐川一畑大社線	出雲市小伊津町草井谷934番 1 地先から同所字上管澤952番 1 地先まで	前	メートル 12.00～ 18.00	メートル 80.00	出雲土木建築事務所	仮設道撤去 ダブルウェイ解消
			B	5.00～ 5.50	85.00		
			後 A	12.00～ 18.00	80.00		
"	出雲平田線	出雲市大津町590番 5 地先から同地先まで	前	13.80～ 14.80	16.00	出雲土木建築事務所	一般国道 9 号の 交差点改良工事
			後	13.80～ 16.00	12.00		拡幅

島根県告示第353号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	鰐淵寺線	出雲市平田町字宮ノ町677番8地先から同字681番2地先まで	メートル 60.50	平成17年 3月22日	出雲土木建築事務所	
"	出雲平田線	出雲市大津町590番5地先から同所302番6地先まで	346.00	平成17年 3月22日		

島根県告示第354号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の松江市の項中 「

中層耐火構造 3階建	平成13
------------	------

」 を

	中層耐火構造 3階建	平成13	
湯町	簡易耐火構造 2階建	昭和50	0.95
穴道緑が丘	中層耐火構造 3階建	平成13	1.00
	耐火構造 2階建	平成13	

に改め、同表八束郡玉湯町の項及び八束郡宍道町の項

を削る。

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第5号

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通学区域規程（昭和25年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

県立安来高等学校	安来市	松江市	雲南市
県立松江北高等学校	平田市	出雲市	八束郡
県立松江南高等学校	仁多郡	飯石郡	簸川郡
県立松江東高等学校	隠岐郡		
県立大東高等学校			
県立横田高等学校			
県立三刀屋高等学校			
県立飯南高等学校			
県立平田高等学校			

別表第 1 中

県立出雲高等学校 県立大社高等学校 県立隠岐高等学校 県立隠岐島前高等学校	
県立大田高等学校 県立川本高等学校 県立邑智高等学校 県立矢上高等学校 県立江津高等学校 県立浜田高等学校 県立益田高等学校 県立吉賀高等学校 県立津和野高等学校	簸川郡 (多伎町に限る。) 大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 鹿足郡

を

県立安来高等学校 県立松江北高等学校 県立松江南高等学校 県立松江東高等学校 県立大東高等学校 県立横田高等学校 県立三刀屋高等学校 県立飯南高等学校 県立平田高等学校 県立出雲高等学校 県立大社高等学校 県立隠岐高等学校 県立隠岐島前高等学校	安来市 松江市 雲南市 出雲市 八束郡 仁多郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
県立大田高等学校 県立川本高等学校 県立邑智高等学校 県立矢上高等学校 県立江津高等学校 県立浜田高等学校 県立益田高等学校 県立吉賀高等学校 県立津和野高等学校	出雲市 (多伎町に限る。) 大田市 江津市 浜田市 益田市 邑智郡 鹿足郡

に改める。

県立松江工業高等学校 機械科、電気科及び建築科	安来市 松江市 雲南市 平田市 出雲市 大田市
県立出雲工業高等学校 機械科、電気科及び建築科	八束郡 仁多郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡

別表第 3 中

県立江津工業高等学校 機械科及び建築科 県立益田工業高等学校 電気科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 鹿足郡
県立松江工業高等学校 土木科、電子科、電子機械科及 び情報技術科 県立出雲工業高等学校 電子機械科及び環境システム科 県立江津工業高等学校 総合電気科 県立益田工業高等学校 電子機械科	全 県

を

「

県立松江工業高等学校 機械科、電気科及び建築科 県立出雲工業高等学校 機械科、電気科及び建築科	安来市 松江市 雲南市 出雲市 大田市 八束郡 仁多郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
県立江津工業高等学校 機械科及び建築科 県立益田工業高等学校 電気科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邑智郡 鹿足郡
県立松江工業高等学校 土木科、電子科、電子機械科及 び情報技術科 県立出雲工業高等学校 電子機械科及び環境システム科 県立江津工業高等学校 総合電気科 県立益田工業高等学校 電子機械科	全 県

に改める。

別表第 4 中

県立松江商業高等学校 商業科 県立出雲商業高等学校 商業科 県立隠岐高等学校	安来市 松江市 雲南市 平田市 出雲市 八束郡 仁多郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
県立浜田商業高等学校 商業科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 鹿足郡
県立情報科学高等学校 県立松江商業高等学校	

を

情報処理科及び国際ビジネス科 県立出雲商業高等学校	全 県
情報処理科及び国際経済科 県立川本高等学校	
県立浜田商業高等学校	
国際情報ビジネス科及び情報処 理科	

県立松江商業高等学校 商業科	安来市 松江市 雲南市	に改める。
県立出雲商業高等学校 商業科	出雲市 八束郡 仁多郡	
県立隠岐高等学校	飯石郡 簸川郡 隠岐郡	
県立浜田商業高等学校 商業科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邑智郡 鹿足郡	
県立情報科学高等学校 県立松江商業高等学校 情報処理科及び国際ビジネス科 県立出雲商業高等学校 情報処理科及び国際経済科 県立浜田商業高等学校 国際情報ビジネス科及び情報処 理科	全 県	

別表第 6 中

県立松江北高等学校	安来市 松江市 雲南市	を
県立松江南高等学校	平田市 出雲市 八束郡	
県立出雲高等学校	仁多郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡	
県立大田高等学校	簸川郡 (多伎町に限る。)	
県立浜田高等学校	大田市 江津市 浜田市	
県立益田高等学校	益田市 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 鹿足郡	

県立松江北高等学校	安来市 松江市 雲南市	に改める。
県立松江南高等学校	出雲市 八束郡 仁多郡	
県立出雲高等学校	飯石郡 簸川郡 隠岐郡	
県立大田高等学校	出雲市 (多伎町に限る。)	
県立浜田高等学校	大田市 江津市 浜田市	
県立益田高等学校	益田市 邑智郡 鹿足郡	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の島根県立高等学校通学区域規程は、平成18年度以降島根県立高等学校に入学しようとする者に適用する。

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第6号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則(昭和33年島根県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県立安来高等学校の部中 「200 240 240」を「200 200 240」に改め、

同表島根県立情報科学高等学校の部中

情報処理科	40	40	80
マルチメディア科	40	40	

を

「

情報処理科	40	40	40
マルチメディア科	40	40	40

」に改め、同表島根県立松江北高等学校の部中 「普通科 320 320 320」を

「普通科 280 320 320」に改め、同表島根県立松江南高等学校の部中 「普通科 320 320 320」を

「普通科 280 320 320」に改め、同表島根県立松江東高等学校の部中 「280 280 320」を「280 280 280」

に改め、同表島根県立松江工業高等学校の部中 「工業化学科 40」を削り、同表島根県立松江商業高等学

校の部中

国際経済科		40	40
情報処理科	40	40	40
会計科		40	40
国際ビジネス科	40		

を

国際経済科			40
情報処理科	40	40	40
会計科			40
国際ビジネス科	40	40	

に改め、同表島根県立三刀屋高

等学校の部中 「

普通科		200	200
総合学科	200		

」を「

普通科			200
総合学科	200	200	

」に改め、同表島根県立平田高等学校の部

中 「200 200 200」を「160 200 200」に改め、同表島根県立出雲高等学校の部中 「普通科 320 360 360」

を「普通科 320 320 360」に、「衛生看護科 40 40 40」を「衛生看護科 40 40」

に改め、同表島根県立出雲農林高等学校の部中

生産環境科		40	40
食品科学科	40	40	40
動物科学科	40	40	40
環境科学科	40		

を

生産環境科			40
食品科学科	40	40	40
動物科学科	40	40	40
環境科学科	40	40	

に

改め、同表島根県立大社高等学校の部中 「普通科 320 320 320」を「普通科 280 320 320」に改め、同表島根

県立大田高等学校の部中「

普通科	160	200	160
-----	-----	-----	-----

」を「

普通科	160	160	200
-----	-----	-----	-----

」に改め、同表島根県立川本高等学

校の部中「

情報流通科	40	40	40
-------	----	----	----

」を「

情報流通科		40	40
-------	--	----	----

」に改め、同表島根県立浜田高等学校の

部中「

普通科	240	280	280
-----	-----	-----	-----

」を「

普通科	240	240	280
-----	-----	-----	-----

」に改め、同表島根県立浜田水産高等学校の部中

「

食品科学科			40
流通経営科			40
食品流通科	40	40	

」を「

食品流通科	40	40	40
-------	----	----	----

」に改め、同表島根県立益田高等学校の部中

「

普通科	160	200	200
-----	-----	-----	-----

」を「

普通科	160	160	200
-----	-----	-----	-----

」に改め、同表島根県立益田工業高等学校の部中

「

工業化学科	40	40	40
-------	----	----	----

」を「

工業化学科		40	40
-------	--	----	----

」に改め、同表島根県立吉賀高等学校の部中

「

40	40	80
----	----	----

」を「

40	40	40
----	----	----

」に改め、同表島根県立津和野高等学校の部中

「

商業科			40
-----	--	--	----

」を削り、同表島根県立隠岐水産高等学校の部中

「

漁業科			40
機関科			40
水産製造科			40
海洋システム科	40	40	
海洋生産科	40	40	

」を「

海洋システム科	40	40	40
海洋生産科	40	40	40

」に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 3 条関係)

学 校 名	小学部及 び中学部	高 等 部				
		学 科	学級区分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
島根県立松江養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	24	16	24
	中学部		重複障害学級	12	6	6
島根県立出雲養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	16	16	16
			重複障害学級	12	6	6
	中学部		訪問学級	3		
島根県立石見養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	16	8	8
	中学部		重複障害学級		3	3
島根県立浜田養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	16	8	8
	中学部		重複障害学級	3	3	3
島根県立益田養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	16	8	8
			重複障害学級	3	3	3
	中学部		訪問学級	3		
島根県立隠岐養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8		
	中学部		重複障害学級	3	3	3

島根県立松江清心養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	8
	中学部		重複障害学級	9	6	6
島根県立江津清和養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	
	中学部		重複障害学級	3	6	3
島根県立松江緑が丘養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	8
	中学部		重複障害学級	3	3	3

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月22日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第6号

公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則(平成13年島根県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第78条の2」を「第79条」に改める。

第5条第1項各号中「第78条の2」を「第79条」に、「郵送」を「送付」に改め、同条第2項中「第78条の2」を「第79条」に改め、同条第3項中「第78条の2」を「第79条」に、「郵送」を「送付」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。